項とし、同条第三十六項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「附則第十一条第十八項第二号」を「附則第十一条第十七項第二号」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項中「附則第十一条第十八項第二号」を「附則第十一条第十七項第三号」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「附則第十一条第十九項」を「附則第十一条第十八項」に、「家屋及び償却資産」を「都市の居住者の利便の向上に資する施設」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十一項中「附則第十一条第二十一項」を「附則第十一条第二十項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十二項中「附則第十一条第二十項」を「附則第十一条第二十一項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十五項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十六項中「附則第十一条第二十八項」を「附則第十一条第二十六項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十七項を削り、同条第四十八項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、「規定する表示」の下に「（同令様式第八の二の備考⑴に規定する主務大臣が告示で定める年として「二〇一四年」が表示されたものに限る。）」を加え、同項を同条第四十六項とし、同条第四十九項及び第五十項を削り、同条第五十一項中「附則第十一条第三十二項」を「附則第十一条第二十八項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第五十二項中「附則第十一条第三十三項」を「附則第十一条第二十九項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十三項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十四項中「附則第十一条第三十四項」を「附則第十一条第三十項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十五項中「附則第十一条第三十五項」を「附則第十一条第三十一項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十六項中「附則第十一条第三十六項第二号」を「附則第十一条第三十二項第二号」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十七項中「附則第十一条第三十七項」を「附則第十一条第三十三項」に、「同条第三十六項第一号」を「同条第三十二項第一号」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十八項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十九項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第六十項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第六十一項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第六十二項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条に次の八項を加える。

59　法附則第十五条第三十六項に規定する災害時における放送法第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送による同法第百八条の放送の確実な実施に著しく資するものとして総務省令で定めるものは、放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第八十六条の二第一項の規定により同法第百八条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて総務大臣の確認を受けた同項に規定する基幹放送局設備等整備計画（同令第百八十六条の二第一項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）又は同令第百一条の二第一項の規定により同法第百八条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて総務大臣の確認を受けた同項に規定する基幹放送局設備整備計画（同令第百一条の二第三項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）に記載されたもの（電源設備にあつては、可搬型のものを除く。）とする。

60　法附則第十五条第三十七項に規定する地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものは、防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機とする。

61　法附則第十五条第三十八項に規定する総務省令で定める機器は、次に掲げる機器とする。

一　冷蔵陳列棚又は冷凍陳列棚（陳列棚（品温を摂氏十度以下に保つ機構を有するものに限る。）及び専用の冷蔵機若しくは冷凍機（定格出力が一・五キロワット以上のものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのもの又は当該冷蔵機若しくは冷凍機を内蔵した当該陳列棚に限るものとし、これらと同時に設置する専用の冷却塔、ポンプ又は配管を含む。）

二　倉庫用冷蔵装置又は冷凍装置（倉庫内の温度を摂氏十度以下に保つ冷蔵又は冷凍能力を有する冷蔵装置又は冷凍装置に限るものとし、これらと同時に設置する専用の送風装置を含む。）

62　法附則第十五条第三十九項に規定する医療に関する研究開発を実施する事業であつて、基礎的なものその他の収益性の低いものとして総務省令で定めるものは、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二条第二項に規定する特定事業で国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）第一条第二号に掲げる事業（同号イに掲げるものにあつては、製造に係るものを除く。）であつて、科学技術基本法（平成七年法律第百三十号）第九条第二項第一号に規定する研究開発のうち基礎研究又は応用研究（収益を生ずるまでに長期間を要するものに限る。）に該当するものとして国家戦略特別区域法第十一条第一項に規定する認定区域計画に記載されたものとする。

63　法附則第十五条第三十九項に規定する総務省令で定める計画は、同項に規定する実施主体の国家戦略特別区域法施行規則第三条第二項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第一項の事業実施計画（同条第三項において準用する同条第二項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）とする。

64　政令附則第十一条第三十六項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置並びに器具及び備品（以下この項において「機械装置等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　購入した機械装置等　次に掲げる金額の合計額

イ　当該機械装置等の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該機械装置等の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ　当該機械装置等を事業の用に供するために直接要した費用の額

二　購入以外の方法により取得した機械装置等　次に掲げる金額の合計額

イ　その取得の時における当該機械装置等の取得のために通常要する価額

ロ　当該機械装置等を事業の用に供するために直接要した費用の額

65　政令附則第十一条第三十六項に規定する総務省令で定めるものは、専ら研究開発に関する事業の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第六の上欄に掲げる器具及び備品（同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

66　政令附則第十一条第三十七項に規定する都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一　緑化施設

二　通路（次に掲げる施設のいずれかと連絡するものであること、何らの制限なしに通行できること及び構造上他の施設と区分されているものであることについて国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）

イ　道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設

ロ　公園、緑地、広場その他の公共空地